日本国農林水産省とペルー共和国農業開発灌漑省との協力覚書 (MOC)

日本国農林水産省（以下「MAFF」という。）及びペルー共和国農業開発灌漑省 （以下「MIDAGRI」という。）は（以下総称して「両当事者」という。）、

両当事者間の既存の関係を強化し、並びに農業開発及び食料安全保障の分野における協力を発展させることを期待し、

農業分野における協力が両当事者の相互利益に寄与することを確信し、

イノベーション、デジタル化、水管理、貿易及び災害リスクの軽減が両当事者にとって共通の関心事項であることを考慮し、

これらに基づき、両当事者は以下の事項に沿って協力する意思を表明することを希望する。

第１項
目的

この協力覚書は、この協力覚書の項に沿って、かつ、両当事者に適用される関係法令の枠内で、共通の関心を有する分野における活動及び技術協力の実施を通じて、両当事者間の農業開発及び食料安全保障における協力を促進し、及び強化することを目的とする。

第２項
協力分野

両当事者は、以下の分野を通じて、この協力覚書に基づく協力活動を発展させ、実施する意図を有する。

1. 適用される法律、規制及び同意された取決めに沿った、農業・食品技術を含むイノベーション、技術開発及びデジタル・トランスフォーメーション
2. 農業開発のための持続可能な水管理、灌漑、水力インフラ及び気候レジリエンス
3. 技術支援、能力開発、食品安全・食料安全保障
4. 農業投資、資金サービスへのアクセス
5. 両当事者が相互に同意するその他の協力分野

第３項
協力手段

この協力覚書において構想された協力を達成するため、両当事者は以下の協力手段を実施することを期待する。

1. 情報、技術文書、知識、ベスト・プラクティスの交換;
2. 特定分野に特化した専門家、高い知識・技術を有する専門家及び技術ミッションの交換;
3. ワークショップ、セミナー、会議、研修活動及びその他の行事の共同開催;
4. 必要に応じて、特定の同意又は手続に沿った、気候レジリエンスのための技術支援その他の形態の支援; 及び
5. 両当事者が相互に同意するその他の形態の協力。

第４項
合同農業作業部会

両当事者は、この協力覚書の実施を支援するため、合同農業作業部会 (以下「JAWG」とする。) の設置を希望することを表明する。同作業部会は、両当事者の指名した責任ある職員が共同議長を務める。JAWGは2年ごとにいずれかの当事者の国で、交互に対面又はオンライン形式により部会を開催することができる。

第５項
補完的措置

この協力覚書に基づき、両当事者は、それぞれの計画及び事業に関する特定の文書に署名することができる。この文書には、運用上及び技術上の詳細、実施方法並びにその他関連する側面も含めることができる。

第６項
連絡

両当事者は、この協力覚書の目的のためのすべての通信及び連絡を管理するため、次の連絡先を指定する。

(a) MAFF：新興地域グループ長

(b) MIDAGRI：協力・国際室長

両当事者は、他の当事者に対する書面による通知により連絡先を変更することができることを認識する。

第 7 項
資金

両当事者は、この文書が資金の移転又は対価の支払を意味せず又は伴うものではないことを確認し、また、本協力覚書が当事者の間にいかなる財政上の義務も生じさせないことが明示的に定められる。

第 8 項
適用範囲

本協力覚書は、両当事者又はそれぞれの国に対していかなる法的権利又は義務も生じさせない。

第 9 項
開始、期間、終了

この協力覚書は、署名の時に開始され、5 年間継続し、いずれかの当事者がその満了の少なくとも 6 か月前に書面により終了の決定を相手方に通知しない限り、連続した同じ期間が、自動的に更新される。両当事者は、この協力覚書を修正することについて書面により相互に決定することができる。いかなる修正も、両当事者による署名の時に適用される。

この協力覚書の適用及び/又は解釈に関して生じ得るいかなる相違も、両当事者間の相互協議を通じて友好的に解決される。

2026 年 11 月 20 日 に東京において、スペイン語、日本語及び英語により 2 部署名される。すべての文書が等しく価値を有する。

日本国農林水産省のために	**ペルー共和国農業開発灌漑省のために**
武部　新	マルコ・アントニオ・ビネリ・ルイス
農林水産大臣	農業開発灌漑大臣